

## 用語集

### 【A】

#### ● ABAC = APEC Business Advisory Council (APEC ビジネス諮問委員会)

APEC に参加する 21 の国・地域（エコノミー）のビジネス界の代表（各国・地域よりそれぞれ最大 3 名）で構成される、APEC 首脳に対する唯一の公式民間諮問団体。1995 年の APEC 大阪首脳会議にて、官民交流の必要性・重要性を考慮し設立が決定された。アジア太平洋地域における貿易・投資の枠組みのあり方をビジネスの立場から提言し、首脳・閣僚に毎年政策提言を提出するとともに、直接対話を行う機会が ABAC に与えられている。

#### ● ABAC's WTO-consistent Cross-Cutting Principles (世界貿易機関 (WTO) 統合的な分野横断的 原則)

市場を開かれた競争力があるものに保ち、連結性を深め、保護主義の台頭に抵抗するために対策を講じることが、今や地域社会の経済的健全性と繁栄にとってますます重要なものになっている。国境を越えた商品とサービスの効率的な流れを阻害する既存の非関税障壁 (NTBs) を削減・撤廃し、国境および国内において新たな非関税障壁の出現を阻止することにより、ビジネス、消費者、地域社会、経済に恩恵がもたらされ、食品の安全性も高まる。2016 年 11 月に ABAC が策定した「非関税措置 (NTMs) / 非関税障壁 (NTBs) に関する世界貿易機関 (WTO) 統合的な分野横断的原則—ビジネスの観点から」は、非関税措置が非関税障壁に陥ることを避けるために、透明性の高い方法で専門的な助言を得たうえで措置を策定することを求めている。

#### ● ABTC = APEC Business Travel Card (APEC ビジネス・トラベル・カード)

商用目的で頻繁に APEC 各国・地域の間を移動する必要があるビジネス関係者を対象に、一定の条件の下に公布されるカード。あらかじめ制度に参加する国・地域に事前審査を依頼し承認を受ければ、その国・地域に渡航する際に、査証なしで、かつ、専用レーンを利用して円滑な入国審査を受けることができる。現在正式に参加している国・地域は 19 カ国・地域であるところ、米国・カナダの 2 カ国は暫定参加（専用レーンのみ利用可能、査証等は必要）となっている。ABAC の求めに応じ、2015 年 9 月以降の申請（日本は 2016 年 4 月以降の申請から有効）については有効期間が 5 年となり、申請要件も緩和されたところ、申請者数が急増した。現在も APEC の Business Mobility Group (BMG) で ABTC の改善が図られ、オンライン申請などについて検討されている。ABAC に対しても都度産業界からのインプットが期待されている。ABAC においては日本とチリが取り組みのリード役を務めている。

#### ● ADB = Asian Development Bank (アジア開発銀行)

アジア太平洋地域を対象とする Multilateral Development Bank (国際開発金融機関)。極度の貧困撲滅を図り、豊かで包摂的で、強靱かつ持続可能なアジア太平洋の実現を目指している。日本は設立以来、最大の出資国として貢献している。

#### ● Advisory Group on APEC Financial System Capacity Building (アドバイザー・グループ)

ABAC および太平洋経済協力会議により 2003 年に開始された非公式グループ。地域金融システムを強化・発展させることに関わる官民の機関や組織間のシナジーおよび協力を推進することを目的とし、APEC 財務大臣の職務を支援している。ABAC 委員に加え、国際的な金融機関や開発銀行、公的機関、

地域金融業界を代表する民間企業および民間組織などが参加している。ABAC のリーダーシップの下で、アドバイザー・グループは APEC 財務大臣プロセスの3つの官民協働イニシアティブであるアジア太平洋インフラ・パートナーシップ (APIP)、アジア太平洋金融インクルージョン・フォーラム (APFIF)、アジア太平洋金融フォーラム (APFF) 間の調整を行っている。アドバイザー・グループは定期的な会合を実施するとともに、ABAC のこれまでの政策提言に基づく活動状況の情報共有、ならびにかかる活動を通じた新たな政策提言の立案を目的に、ABAC への報告を行っている。

### ● AFS = APEC Food System (APEC 食料システム)

ABAC が 1998 年に APEC 首脳に提言。食料生産者、食品加工業者および消費者を効率的に結ぶ APEC 地域の活力ある食料システムを展望するもので、すべての消費者にとって長期にわたり手頃な価格で食料を入手可能にすること、食料部門が地域の持続可能な経済発展に貢献することが目的。そのために、農村地域のインフラ整備、最新技術の普及、食料貿易の促進の 3 分野での協力を提言している。また、2009 年には食料需給逼迫、穀物価格の高騰を受け、食料の禁輸と輸出規制の禁止を求め、農村の貧困の撲滅と食料生産性の向上により自由な食料貿易を実現することでより高度で徹底した食料安全保障体制を確立すると同時に、科学的に対処することで食料の安全も確保する新たな APEC 食料システムを採択しており、これらの提言による貢献が実を結び、より実質的な形で ABAC を APEC の食料安全保障に関する取り組みに取り込むべく APEC PPFS (124 ページ参照) が構成されることになった。

### ● APEC = Asia-Pacific Economic Cooperation (アジア太平洋経済協力)

アジア太平洋地域の 21 の国と地域 (エコノミー) が参加する経済協力の枠組み。同地域の持続可能な成長と繁栄に向けて、貿易・投資の自由化と円滑化や地域経済統合の推進、質の高い成長の実現、経済・技術協力等の活動を実施。

1989 年 11 月の第 1 回閣僚会議をもって発足し、1993 年以降は首脳会議を開催。「協調的・自主的な行動」(非拘束性・自主性) とコンセンサスに基づく協力、開かれた地域協力が大きな特色。アジア太平洋地域は世界人口の約 4 割、貿易量の約 5 割、GDP の約 6 割を占める重要な地域。

### ● APEC Capacity Building Needs Initiative (APEC 能力構築ニーズ・イニシアティブ)

FTAAP (132 ページ参照) の最終的な実現を促進すべく、2012 年から開始された自由貿易協定交渉の特定トピックに参加するエコノミーを支援するための能力開発プログラム。2014 年の北京宣言で第 2 次 CBNI 枠組行動計画 (2015~2017 年) が承認・実行され、2017 年には第 3 次 CBNI 枠組行動計画 (2018~2021 年 ※新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、実施期間を延長) を策定し、現在実施中。

### ● APEC Connectivity Blueprint for 2015-2025 (APEC 連結性ブループリント)

2013 年インドネシア APEC の首脳宣言において、連結性 (物理的・制度的・人と人の三つの連結性) に関する具体的な取り組みを示す「ブループリント」として作成することに合意。すでに取り組んでいる連結性強化のための活動に加え、今後 APEC が取り上げるべき活動とその実行要領、目標、進捗確認を組み込んだ行動計画「APEC 連結性ブループリント」を 2014 年中国 APEC の首脳宣言にて承認。活動内容によって期間は異なるが 2015~2025 年を実行期間として設定。

● **APEC Cross-Border E-commerce Facilitation Framework** (APEC 越境電子商取引円滑化枠組み)

2017 年 APEC 閣僚共同声明の附属書 A 文書。

[http://mddb.apec.org/Documents/2017/MM/AMM/17\\_amm\\_jms\\_anxa.pdf](http://mddb.apec.org/Documents/2017/MM/AMM/17_amm_jms_anxa.pdf)

(附属書より抜粋)

目的

9. この枠組は、APEC 域内における越境電子商取引の以下の促進を目指す。

- 電子商取引における予測可能性、透明性、セキュリティ、公正な競争、一貫性を促進し、規制のエコシステムを創出。
- 越境電子商取引を促進するための情報通信技術インフラの開発促進。
- グローバルな規模（特に中小企業）でのビジネスへの参加の奨励・促進。
- 官民協力（消費者保護を含む）。
- 地域の貿易、投資の円滑化に貢献し、ポゴール目標と 2020 年以降のビジョンの達成を支援。

なお、この文書に関連して、ABAC は 2018 年 8 月、「国境を越えた電子商取引における新たな問題及び分野横断的な問題への対処」の検討結果を APEC 貿易・投資委員会（CTI）議長宛に提出している。

[http://mddb.apec.org/Documents/2018/CTI/CTI3/18\\_cti3\\_065.pdf](http://mddb.apec.org/Documents/2018/CTI/CTI3/18_cti3_065.pdf)

● **APEC Disaster Risk Financing and Insurance (DRFI) Solutions Working Group** (APEC 自然

災害リスクファイナンス・保険ソリューション作業部会)

APEC 参加国・地域の間で、災害リスクに対する財務強靱性を強化するアイデアとソリューションについて知見を共有するための作業部会。

● **APEC Food Security Roadmap Towards 2030** (2030 年に向けた APEC 食料安全保障ロードマップ)

2020 年、APEC 首脳は APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040 を承認し、全ての人々と未来の世代の繁栄のために、2040 年までに、開かれた、ダイナミックで、強靱かつ平和なアジア太平洋共同体を実現することを約束した。APEC Food Security Roadmap Towards 2030 (2030 年に向けた APEC 食料安全保障ロードマップ) は、APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040 に沿ったものであり、パンデミックからの持続的かつ強靱な回復を生み出すために加盟国間の協力を促進する。APEC Food Security Roadmap Towards 2030 の原則は、これまでの APEC の食料安全保障活動に基づいており、食料安全保障担当大臣による 2010 年の「APEC 食料安全保障に関する新潟宣言」や「2020 年に向けた APEC 食料安全保障ロードマップ」も含まれる。食料安全保障に関する APEC の活動は、ABAC との協力による「APEC 食料安全保障政策パートナーシップ (PPFS)」や APEC フォーラムおよびサブフォーラムと連携して進められる。

● **APEC Framework for Trade and Investment in Renewable Energy** (APEC 再生可能エネルギー

分野の貿易・投資のための枠組み)

2021 年 11 月の ABAC による「APEC 首脳への提言」で提唱された枠組み。再生可能エネルギーや低排出技術への投資とその導入を早める政策の策定を通じて、すべての APEC 参加国・地域がカーボン・ニュートラルとエネルギーレジリエンスを達成できるよう支援し、働きかける制度である。

● **APEC Guidelines for Emergencies** (APEC 緊急対応ガイドライン)

新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、さまざまな分野のサプライチェーンに混乱が生じると同時に、危機対応に欠かせない物品の貿易の必要性が高まっている。サプライチェーンの機能維持、

貿易の円滑化、混乱の最小化に向けて、APEC 参加国・地域が一致団結して取り組むことが緊要である。なかでも、危機発生時に使用し得る「APEC 緊急対応ガイドライン(APEC Guidelines for Emergencies)」の策定を進めるべきと ABAC は提言している。

各国・地域が予め合意した物品リストならびにガイドラインやプロトコルを基に簡素化された様式とプロセスを用いて、海港と空港の両方で不可欠な医療用品やその他必需品の通関手続きを優先して迅速に行うことを想定し、デジタル技術の活用ならびに製品規格認定プロセスの迅速化や柔軟化などを通じた貿易円滑化措置の具体的な改善も、貿易と市場の混乱を軽減するにあたって重要となると考えている。そのためには、「必需品」の定義を盛り込んだ APEC 緊急対応ガイドラインと緊急時の行政・通関手続きの迅速化の指針を策定し、貿易円滑化措置の具体的な改善を行い、サプライチェーンの監視やデジタルを活用した越境プロセスなどにデジタル技術を可能な限り活用し、緊急時には製品規格と適合性評価に迅速かつ柔軟なアプローチを採用する必要がある。

### ● APEC IEG = Investment Experts' Group (APEC 投資専門家会合)

1994 年に設立された APEC 貿易・投資委員会 (CTI) 傘下の投資に関わる専門家会合。非拘束投資原則の策定から始まり、域内の自由で開かれた投資推進の役割、特に投資を増やす環境整備や透明性の高い係争解決メカニズム、ビジネス規制の簡素化等の作業により APEC CTI を支援している。

(「APEC/ABAC 組織・相関図」22 ページを参照)

### ● APEC Index on Measuring the Regulatory Environment in Services Trade (サービス貿易の規制環境に関する APEC 指標)

ABAC は APEC に対し、サービス貿易の規制環境に関する APEC 指標の迅速な開発を含め、ロードマップの実進を進めるよう要請している。同指標は、APEC 参加国・地域に共通して見られる規制上の障壁を業種レベルで特定するために、各国・地域におけるサービス貿易に対する規制を分析しようとするものである。この地域の域内のサービス貿易を妨げている障壁の削減・撤廃を目的とする指標が採用され、実施されることを奨励している。

### ● APEC Internet and Digital Economy Roadmap (AIDER = APEC インターネット及びデジタル経済に関するロードマップ)

2017 年のベトナム APEC 首脳会議で承認された文書。インターネットとデジタル経済がもたらす包摂的な成長の利益を実現するための道筋が示されている。

(本文より抜粋)

AIDER は、メンバーエコノミー間の技術、政策の情報交換を促進し、革新的、包括的かつ持続可能な成長を促進し、デジタル格差解消を橋渡しするための主要分野、行動に関するガイダンスを提供する域内の枠組みである。

[http://mddb.apec.org/Documents/2017/SOM/CSOM/17\\_csom\\_006.pdf](http://mddb.apec.org/Documents/2017/SOM/CSOM/17_csom_006.pdf)

なお、AIDER では、APEC エコノミーが注力すべき 11 の主要分野 (Key Focus Areas) を列挙している。

- (主要分野) ①デジタルインフラの拡大、②相互運用性の促進、③ブロードバンドアクセスの実現、④政府規制への総合的な枠組構築、⑤施策の一貫性と協力、⑥イノベーションと技術・サービスの推進、⑦信用と安全の増進、⑧国内法に留意しつつも自由なデータ移動を実現、⑨基本となるデジタル法令の発展、⑩包摂性の増進、⑪電子商取引の利便性向上

ABAC は、同ロードマップが継続的に更新され、デジタル技術の進歩に伴う新たな展開についても盛り込み可能であることを確認している。2018 年パプアニューギニア首脳会議議長声明の附属書「デジタ

ル経済に関する APEC 行動アジェンダ」において、本ロードマップの実現に向け、デジタル経済運営グループ (DESG) が新たに設立され、2020 年 11 月、AIDER に基づくワークプログラムが策定された。今後、デジタル経済に関する議論の更なる加速が期待される。

### ● APEC Investment Facilitation Action Plan (IFAP=APEC 投資円滑化行動計画)

2008 年 6 月の貿易担当大臣会合 (MRT) で合意した、円滑な投資を実現するための行動計画。8 つの原則 (※) に基づき、政府の役割と産業界に与える影響を列挙した。この原則に基づき、具体的な政策措置、実施中のプロジェクトが列挙され、最初の三カ年計画 (2008~2010 年) として 3 つの優先テーマが選択され、その後 2009 年に 15 の優先行動項目を策定し IFAP を履行。2011 年には 2012~2014 年、2015 年に 2016 年までを実施期間として優先事項が採択された後、2018 年 8 月、従来の実施形式を踏襲した上で新たな優先テーマを選択し IFAP IV の開始が決定された。2019 年 2 月には、①投資環境の安定性、資産の保障、投資保護の強化、②投資関連政策の予測可能性、一貫性の向上、③ステークホルダーとの建設的関係の構築が優先課題として決定された。2020 年 11 月、IFAP V に向けた作業計画に合意。今後、同作業計画に基づき、IFAP の今日的な意義を検討しつつ 2021~2022 年における優先事項が決定される見通し。

(※) ①投資関連政策の形成・運用時のアクセシビリティ、透明性の推進、②投資環境の安定性、資産の保障、投資保護の強化、③投資関連政策の予測可能性、一貫性の向上、④投資手続の効率性、有効性の向上、⑤ステークホルダーとの建設的関係の構築、⑥新技術の利用による投資環境の向上、⑦投資政策の監視、レビュー方法の確立、⑧国際協力の促進。  
(経済産業省ホームページより)

### ● APEC MSME Marketplace [APEC MSME (零細・中小企業) マーケットプレイス]

域内における MSME のさらなる発展、イノベーション、国際化を目的とした MSME とステークホルダーの双方向のリポジトリとなるオンライン・サイト。

### ● APEC Policy Partnership on Women and the Economy (APEC 女性と経済に関する政策パートナーシップ)

APEC 地域の経済発展のためには、女性の経済参加が不可欠であるとの認識の下、2011 年 5 月に発足した会議体。女性の経済的エンパワーメントに影響を与える 5 つの主要なテーマ、①経済参加、②市場参加、③スキルと能力強化、④女性の地位向上、⑤イノベーションと技術、に取り組んでいる。

### ● APEC PPFS = APEC Policy Partnership on Food Security (APEC 食料安全保障に関する政策パートナーシップ)

APEC 参加国・地域における持続的な食料安全保障の実現に十分な食料システムを構築するという目標のもと、APEC 参加国・地域の政府の食料安全保障政策に民間の声を反映させることを目的として創設された会議体で、官・民・学・国際機関・NGO 等の代表者から構成される。ABAC の主張により 2011 年に創設が決定し、2012 年 5 月ロシアで第一回会合が実現。少なくとも年 1 回総会を開催し、議論を行う。

### ● APEC PPSTI = APEC Policy Partnership on Science, Technology and Innovation (APEC 科学技術イノベーション政策パートナーシップ)

2012 年に「産業科学技術ワーキンググループ (ISTWG)」より「科学技術イノベーション政策パートナーシップ (PPSTI)」に改組。産業界、学会からの参加も得てイノベーション全体を扱う APEC の新たな

組織であり、商業化、イノベーション能力の促進およびメンバーエコノミー間のイノベーション協力を促進する取り組みを実施。2025年までに「PPSTI 戦略計画 2016-2025 (PPSTI Strategic Plan 2016-2025)」に基づく APEC 域内の革新的な経済成長の達成を目指す。

● **APEC Privacy Framework** (APEC プライバシー・フレームワーク)

APEC におけるパーソナルデータの保護の原則を定める枠組。2004年に APEC 貿易・投資委員会 (CTI: Committee on Trade and Investment) 傘下の電子商取引運営グループ (ECSG: Electronic Commerce Steering Group) が取りまとめ、同年 11 月に APEC 閣僚会議で承認された。2013 年版の OECD ガイドラインで導入された概念に基づき、APEC 地域の法的特性と背景を考慮し、2015 年に改版された。

● **APEC PSU = APEC Policy Support Unit** (APEC 政策支援ユニット)

APEC における議論や意志決定能力を向上させるため、2008 年に APEC 事務局内に設置された組織。政策提言や評価、調査研究、各種プロジェクトを実施し、APEC のシンクタンクの役割を持つ。詳細情報については以下 APEC 事務局作成年次報告書を参照。

<https://www.apec.org/publications/2022/08/2021-psu-annual-report>

● **APEC Putrajaya Vision 2040** (APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040)

1994 年に決定され、「2020 年までに自由で開かれた貿易・投資という目標を達成する」ことを掲げた「ボゴール目標」後の APEC の方向性を示す文書。2020 年マレーシアで開催された首脳会議で採択された。

「全ての人々と未来の世代の繁栄のために、2040 年までに、開かれた、ダイナミックで、強靱かつ平和なアジア太平洋共同体とすること」を、①貿易・投資、②イノベーションとデジタル化、③力強く、均衡ある、安全で、持続可能かつ包摂的な成長、の 3 つの経済的推進力により実現することを目指している。

● **APEC RIAG = APEC Regional Investment Analytical Group** (APEC 地域投資分析グループ)

地域投資分析グループは ABAC 主導の投資計測の専門家集団。定量的指標や投資パフォーマンス計測手法の使用を奨励し、APEC の国・地域で指標活用を定着させようとするもので、この意見を APEC IEG に定期的に報告することを計画している。

● **APEC Roadmap for a New Financial Services Data Ecosystem** (新たな金融サービスデータ・エコシステム構築に向けた APEC ロードマップ)

新たな金融技術の活用にあたって前提となる金融データの越境利活用、ならびに個人情報保護について、各国・地域が態勢整備を進めるに際し参考となるガイダンスを APFF が作成した。同ロードマップでは、政策や実務が満たすべき必要最低限の要件として定められている現行の基準と、今後策定すべき基準を示すとともに、各法管轄区域内で、あるいは複数の法域管轄区域にまたがって、より広範なデータを収集・保管・共有・利用できるような、一貫性があり十分に調整されたエコシステムを推進するために、政策立案者と規制当局者と業界がとるべき行動を提示。また、拡大する越境データ・フローと整合のとれた方法でデータの機密性を確保し、データセキュリティを推進する方法についても視点を提供する。

[https://www2.abaconline.org/assets/2018/AGFSCB\\_Key\\_Documents/Attachment\\_A\\_An\\_APEC\\_Roadmap\\_for\\_a\\_New\\_Financial\\_Services\\_Data\\_Ecosystem.pdf](https://www2.abaconline.org/assets/2018/AGFSCB_Key_Documents/Attachment_A_An_APEC_Roadmap_for_a_New_Financial_Services_Data_Ecosystem.pdf)

**● APEC Skills Mapping (APEC スキルズ・マッピング)**

有技能者の不足はビジネス投資の障害となるとの懸念が広がっている観点から、APEC 人材養成作業部会にて作業中のプロジェクト。ABAC の提唱により、域内有技能者の不足や提供できる余剰人材のデータを整えることを目的としているが、各国・地域からのデータ提供が未だ不足している。

**● APEC Supply Chain Connectivity Framework (APEC サプライチェーン連結性枠組み)**

APEC では域内のサプライチェーン全体にわたる物流や輸送ネットワークの連結性(サプライチェーン連結性)を整備・強化し、地域におけるモノ、サービスおよびヒトの円滑な流れを目指す国際物流円滑化構想の中で、2015年までにサプライチェーン効率を2010年比10%改善すべく取り組むとしていた。この取り組みの一環として、域内のサプライチェーン全体に共通する8つの問題点が特定されるとともに、これら問題点の改善・解消を目的とした「APEC サプライチェーン連結性枠組行動計画」が策定された。なお、2016年首脳宣言ではこの枠組みに基づき2017年からの第二期行動計画が承認され、2019年に中間レビューが行われた。

**● APEC Vision Group (APEC ビジョン・グループ)**

APEC ビジョン・グループは、2017年ベトナム APEC 首脳宣言で設立が決定され、過去の成果を基に未達成および今後数十年の間に出現する可能性のある新たな課題に取り組み、高級実務者を補佐し APEC ポスト2020 ビジョンの策定を行うことを目的とした有識者の会合。日本からは、浦田秀次郎・早稲田大学大学院教授が委員を務め、自由貿易の旗手として、自由で公正なルールに基づくマーケットを世界に広げるべく主導力を発揮した。2019年8月に、高級実務者宛のレポートを发出、2020年以降の APEC ビジョンを SOM (高級実務者) が検討する際の貴重なインプットを提供した。

**● APEC Women and the Economy Dashboard (APEC 女性と経済ダッシュボード)**

APECにおける女性のおかれている状況のスナップショットを提供することを目的としたイニシアティブであり、経済関連活動への女性の参加の進捗状況を測定する指標のダッシュボード。ダッシュボードは95の指標で構成されており、APECの女性と経済に関する政策パートナーシップ(PPWE)によって以前に優先事項として特定された5つの分野に分類されている。①資本と資産へのアクセス、②市場へのアクセス、③スキル、能力開発、健康、④リーダーシップ、発言力と主体性、⑤イノベーションと技術。

<https://www.apec.org/publications/2021/09/the-apec-women-and-the-economy-dashboard-2021>

**● APERC = Asia-Pacific Energy Research Centre (アジア太平洋エネルギー研究センター)**

APERC は APEC 大阪会合で採択された行動指針に基づき、エネルギー大臣会合(EMM)とエネルギー作業部会(EWG)を支援するために1996年、東京に設立された。域内のエネルギー需要動向と将来予測、エネルギー市場の発展、各種政策課題への対応などについての分析、研究を通じて、APEC 参加国・地域におけるエネルギー問題に関する広い共通理解の醸成と課題解決への貢献を目指す。またエネルギー研究にあたって必要とされるデータベースの整備、研究能力の向上のための人材育成事業も実施している。

**● APFF = Asia-Pacific Financial Forum (アジア太平洋金融フォーラム)**

域内金融市場の統合の一層の推進のために、既存のイニシアティブを補完し、更なる官民協働連携を進めるためのフレームワークとして2012年 ABAC より提言。この提言に基づき、2013年4月、オーストラリア・シドニーで準備会合的性格のシンポジウムを開催し、ビジョン、優先課題、具体的な作業プログラムを策定した。2013年 APFF 創設が APEC 財務大臣より承認される。

- **APFIF = The Asia-Pacific Financial Inclusion Forum** (アジア太平洋金融包摂フォーラム)  
APEC 財務大臣プロセス (FMP) の政策イニシアティブの一環として、当該年の APEC ホストエコノミーの優先事項に沿った金融包摂に関連する財務大臣プロセス実現を目的に 2010 年に ABAC 内に創設。金融サービスの価値を広く届けるべく、政策立案者と規制当局が具体的な取り組みを進めている。
- **APIP = Asia-Pacific Infrastructure Partnership** (アジア太平洋インフラ・パートナーシップ)  
APEC 域内におけるインフラ開発投資に関する官民連携を促進するために、民間部門、政府、多国籍開発機関が協働連携を行うイニシアティブとして、ABAC の発案により創設。
- **APSC = Asia-Pacific Services Coalition** (アジア太平洋サービス連合)  
2015 年に設立され、サービスセクターの重要性を促進することに専念するアジア太平洋地域の主要なビジネス協会で構成されている世界最大のサービス業界連合。APEC の国・地域における貿易と投資の増加、イノベーションとスキル開発の強化、および成長促進規制を通じ、サービスセクターの成長と効率を促進するために企業や政府と協力している。
- **ARFP = Asia Region Funds Passport** (アジア地域ファンド・パスポート)  
APEC 参加エコノミーのうち参加を表明した国・地域が、投資家保護上の要件を満たしたファンド (投資信託等) について、相互に販売を容易にするため、規制の共通化をはかるための枠組み。現在、5 カ国・地域 (日本、オーストラリア、韓国、ニュージーランド、タイ) がアジア地域ファンド・パスポートの創設及び実施にかかる協力覚書に署名している。
- **ASCR = APEC Service Competitiveness Roadmap** (APEC サービス競争力ロードマップ)  
2015 年に採択された APEC サービス協力枠組みの中で策定が指示され、2016 年の首脳会議にて採択された戦略的、長期的なロードマップ。2025 年までを目標とし、サービス分野における APEC の競争力を高めるため、①サービス貿易・投資の関連規制を漸進的に削減し、サービス市場へのアクセス向上のための開放的かつ予測可能な環境を確保すること、②世界のサービス輸出に占める APEC 参加国・地域からのサービス輸出の割合を増やし、2025 年までに現在の世界におけるサービス輸出割合を超えること、③APEC 地域におけるサービス貿易の年平均成長率を 2025 年までに歴史的な値である 6.8% 以上に、また APEC 域内の GDP に占めるサービス分野の付加価値比率を全世界平均以上に、それぞれ押し上げることを目指す。なお、サービス貿易とはサービス産業による触れることのできない経済財の貿易を指し、自由化を目指す枠組みである WTO の GATS (General Agreement on Trade in Service: サービスの貿易に関する一般協定) では、その形態を 4 分類している (形態 1: 越境取引、形態 2: 国外消費、形態 3: 商業拠点、形態 4: 人の移動)。
- **ASEAN Economic Community** (アセアン経済共同体)  
東南アジア諸国連合加盟 10 カ国で構成する経済共同体。2015 年 11 月 22 日に、同年 12 月末の発足に関するクアランプール宣言が ASEAN 各国首脳により署名された。域内の物品関税が 9 割超の品目数で既にゼロとなるなど高水準のモノの自由化を達成し、活発な経済交流が期待される。
- **ASEAN Financial Innovation Network (AFIN)**  
ASEAN 地域の金融包摂と金融イノベーションに向けた、金融機関、フィンテック企業、当局間のコラボレーションのためのプラットフォーム。2017 年 10 月、シンガポール通貨局 (MAS)、国際金融公社

(IFC)、ASEAN 銀行協会により設立。2018 年 11 月に AFIN は地域横断のオープン API の枠組みである API Exchange (APIX) を立ち上げる。現在は 100 社以上の金融機関と 1000 以上のフィンテック企業が 20 以上のエコノミーから参加している。

## 【B】

### ● BCG = Bio-Circular-Green (バイオ・サーキュラー・グリーン経済モデル)

「バイオ経済」、「循環型経済」、「グリーン経済」の考えを統合したものであり、2021 年 1 月、タイ・プラユット首相が議長を務める BCG 委員会が開催され、同モデルを国家戦略モデルに据え、2021～2026 年までの 5 年間の BCG 戦略計画が承認された。

BCG 経済モデルでは、特に Thailand4.0 で推進すべき 10 の産業分野のうち、4 つの産業分野、「農業と食品」「ヘルスケアと医療サービス」「バイオエネルギーとバイオケミカル」「観光と創造経済」の促進に焦点を当てている。

### ● Bogor Goals (ボゴール目標)

1994 年、インドネシアのボゴール宮殿での APEC 首脳会議において合意された、2020 年までに自由で開かれた貿易・投資を実現させるという APEC 参加国・地域の目標。APEC 域内の国・地域間の経済開発レベルの差異を考慮し、先進国・地域は 2010 年までに、発展途上国・地域は 2020 年までに、自由で開かれた貿易・投資を実現するとしている。2010 年に横浜で開催された首脳会議では 13 の国・地域がボゴール目標の達成に向けた顕著な進展を確認し、更なる貿易・投資の自由化・円滑化に取り組むことで一致した。

ボゴール目標の達成期限を 2020 年に迎えたことから最終評価が行われ、2020 年 11 月の首脳会議において、「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」が採択された。

## 【C】

### ● CAP = Cebu Action Plan (セブ行動計画)

2015 年の第 22 回 APEC 財務大臣会合において採択された。より繁栄し、金融面で統合され、透明、強靱で連結された APEC コミュニティの創設を目指す自発的かつ非拘束的なロードマップ。①金融統合の促進、②財政改革・透明性の推進、③金融強靱性の向上、④インフラ開発とインフラ・ファイナンスの促進、という 4 つの柱の下での行動プログラムを特定している。

### ● Capacity building initiative (キャパシティ・ビルディング・イニシアティブ)

貿易の自由化・円滑化に次ぐ APEC の第三の目的である経済・技術協力の柱。国・地域の企業、個人が競争力を高め、成長することを目標とする制度。組織、人材能力の強化・開発・育成の取り組み、能力構築を図る。

### ● Carbon Pricing (カーボン・プライシング：炭素価格付け)

温室効果ガスの排出に伴うコストを「可視化」し、排出抑制に資するよう、これを加重するなど人為的に操作すること。政府の施策として行われるものと、民間の自発的なものに大別できる。政府の施策は明示的 (explicit) にコスト加重が行われる明示的カーボン・プライシングと、定額では明示されないものの、実質的にはコスト加重要因として二酸化炭素の排出抑制につながる暗示的 (implicit) カーボン・プライシングに分けられる。

● **CBAM = Carbon Border Adjustment Mechanism** (炭素国境調整メカニズム)

2021年7月に欧州委員会が提案した気候変動政策パッケージ「Fit for 55」に含まれる施策の一つであり、鉄鋼、アルミニウム、セメント、肥料、電力に関するEU域内への輸入品について、製品単位当たりの炭素排出量に基づくCBAM証書の購入を輸入者に課す仕組みとなっている。

● **CBDC = Central Bank Digital Currencies** (中央銀行デジタル通貨)

中央銀行が発行しているデジタル通貨を指し、日本銀行では、「デジタル化されていること」「円などの法定通貨建てであること」「中央銀行の債務として発行されること」の3つを満たすものとしている。

● **CBPR = APEC's Cross-Border Privacy Rules System** (APEC越境プライバシー・ルール)

APECが2011年に合意した域内でのデータ移転ルール。APECでは、ビジネスのグローバル化に伴い、国境を越えて移転する個人情報を適切に保護するため、CBPRシステムを構築し運用している。このシステムは、企業等が自社の越境個人情報保護に関するルール・体制等に関して自己審査を行い、その内容についてあらかじめ認定された中立的な認証機関から審査を受け、認証を取得するもの。日本においては2014年にこの枠組への参加が認められ、また、2016年1月には一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が日本で初の認証機関として認定され、同年6月より認証事業が開始されている。

2022年4月現在、日本、米国、シンガポール、オーストラリア、カナダ、韓国、メキシコ、チャイニーズ・タイペイ、フィリピンの9カ国・地域が参加。

● **Competition Policy** (競争政策)

競争政策は、競争的な市場環境を維持・促進することにより望ましい経済成果を実現するための政策であり事業者間の公正かつ自由な競争を促進するための政策の総称を指す。例えば2020年11月に合意した地域的な包括的経済連携(RCEP: Regional Comprehensive Economic Partnership)協定は、競争章により、反競争的行為を禁止する法令の採用や維持及び参加国間での競争法令策定やその実施に関する地域内協力を通じて、市場における競争を促進し、経済効率や消費者の福祉を向上させており、これらの目的の追求は、参加国間の貿易及び投資の円滑化を含み、利益の確保に寄与する。

● **COP21** (国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議)

2015年12月に第21回国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP21)がパリで開催され、「パリ協定」が採択された。パリ協定は196カ国・地域が参加し、京都議定書に続く、2020年以降の国際的な地球温暖化対策の枠組み。世界共通の目標として、世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて2°Cより十分低く保ち、さらに1.5°Cにまで抑える努力を追求することが明記されている。各国・地域は自主的に温暖化ガスの排出削減目標を掲げ、5年ごとに見直す、プレッジ・アンド・レビュー方式を採用。目標に達したかどうかを検証する仕組みは盛り込まれたが、目標の達成は義務ではなく、罰則はない。

● **COVAX = COVID-19 Vaccines Global Access** (新型コロナウイルス感染症ワクチン共同購入枠組み)

新型コロナウイルスワクチンへの途上国を含めた公平なアクセスの確保のため、Gaviワクチンアライアンスを中心に、世界保健機関(WHO)、国連児童基金(UNICEF)、感染症流行対策イノベーション連合(CEPI)の協力の下、運営されている資金調達及び供給調整メカニズム。ワクチンの購入量と市場の需要の保証を通じ規模の経済を活かして交渉し、迅速かつ手頃な価格でワクチンを供給する仕組み。

- **CPTPP = Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership**  
TPP に併記 (140 ページ参照)

## 【D】

- **DEAP = Digital Economy Action Plan** (デジタル経済行動計画)

零細・中小企業がデジタル経済を活用しグローバルに活躍できるよう支援を行うために、各国や地域が提示した行動計画。2015年9月にフィリピンで開催された中小企業担当大臣会合に米国より提出され、日本、中国、豪州等を含む12カ国がCo-Sponsorとなった。

- **DEPA = Digital Economy Partnership Agreement** (デジタル経済連携協定)

チリ、シンガポール、ニュージーランドの3カ国による、デジタル貿易に関する新協定。越境データ流通や人工知能(AI)など先端分野に関するルールを盛り込んだのが特徴。本協定は2020年6月に、電子署名により各国が署名。ニュージーランドとシンガポールに関しては、2021年1月7日に、チリに関しては、2021年11月23日に、それぞれ発効した。デジタル経済に関する世界標準の貿易協定に育てることを目指し、参加国を広げていくことを表明しており、現在、中国、カナダ、韓国と加入交渉をおこなっている。

- **Digital Divide** (デジタル・デバイド)

PCや情報システム、インターネットなどのICT技術に精通している人材と疎い人材の間に生じるICTリテラシーの格差や、その格差によって引き起こされる様々な格差のことを指す。技術の急激な進化により、日常生活の中で情報機器などの利用が増加すると、それを使いこなせる人とそうでない人との間に得られる仕事の差や賃金差などの経済格差が生じる等の現象が発生する。結果として格差社会を助長する面もあり、社会問題ともなってきた。

- **Digital Identification** (デジタルID)

自分の身元を証明する電子版の運転免許証やパスポートのようなもの。デジタルIDには通常、名前、電子メールアドレス、デジタルIDを発行した組織の名前、シリアル番号、および有効期限が情報として含まれている。デジタルIDは、証明書によるセキュリティおよび電子署名のために使用される。

## 【E】

- **EGA = Environmental Goods Agreement** (WTO 環境物品協定交渉)

WTOに加盟する17の国・地域が、環境保護および気候変動対策に貢献する物品(太陽光パネル、風力発電機、排ガス測定器等を含む)の関税撤廃を目指して2014年1月より開始した交渉。その後、46の国・地域に拡大され、2016年末までの交渉妥結を目指したが、対象品目について溝が埋まらず、早期妥結を目指して交渉継続すべきとの認識が共有された。

- **ESAP = Environmental Services Action Plan** (環境サービス行動計画)

環境サービスにおける自由化、円滑化及び協力を促進するAPECの行動計画。2015年から実施している5カ年の行動計画に基づき、汚水処理、廃棄物処理等の狭義の環境サービスに加え、省エネ等の幅広い環境関連サービスについて、貿易の自由化・円滑化及び能力構築支援を含めた協力を進め、狭義の環境サービスに関する規制・政策の分析や、より広い環境関連サービス分野の検討、課題の特定、好事例の共有等を行い、2020年11月に最終評価が実施された。

● **ESG Taxonomy** (ESG タクソノミー)

ESG (環境・社会・ガバナンス) の観点で、持続可能な成果につながっているとみなされる資産や活動の一般に認められる定義

● **Essential Elements of an Effective Personal Insolvency Regime** (効率的な個人破産制度の重要な要素)

APEC 域内の国・地域が個人破産制度を整備するにあたっての指針を APFF が作成したもの。破産手続き開始基準、免責、免責対象債務、免除、破産における管財人の役割、債務者の資産・財務状況に関する情報を入手するためのインフラ、法執行の仕組み、国際的な個人破産制度を設計するにあたり、また、破産を防ぐ経営手法を推進するにあたり、債務者と債権者と社会の利害を調整する方法を提示している。

[https://www2.abaonline.org/assets/2018/AGFSCB\\_Key\\_Documents/Attachment\\_C\\_Essential\\_Elements\\_of\\_an\\_Effective\\_Personal\\_Insolvency\\_Regime.pdf](https://www2.abaonline.org/assets/2018/AGFSCB_Key_Documents/Attachment_C_Essential_Elements_of_an_Effective_Personal_Insolvency_Regime.pdf)

● **ETS = Carbon Emissions Trading Schemes** (炭素排出量取引制度)

政府が総排出可能量 (Cap) 分の炭素排出権を発行することで排出上限を設定し、規制対象となる各排出源は排出した分の炭素排出権を所有することでルールを遵守したことになる制度。炭素排出権は売買可能。規制対象への初期割当 (排出目標設定) がある制度とない制度がある。最初に政府が総排出可能量 (Cap) を設定するため、相対的に強い排出抑止効果が期待できるとされる。

● **EWG = APEC Energy Working Group** (APEC エネルギー作業部会)

APEC エネルギー作業部会は、域内に共通するエネルギー問題全般について検討する経済・技術協力運営委員会 (SCE) の下部作業部会である。1994 年に認識された 3E (経済成長、エネルギー・セキュリティ、環境保全) イニシアティブを基礎とし、その達成のためのエネルギー政策全般に係る議論を行っている。EWG の成果は、APEC エネルギー大臣会合 (EMM) に報告される。

**【F】**

● **Fast-Infra = Finance to Accelerate the Sustainable Transition-Infrastructure** (FAST-Infra イニシアティブ)

Fast-Infra は、Climate Policy Initiative (米国の非営利団体)、HSBC (英銀)、国際金融公社 (IFC)、OECD、グローバル・インフラストラクチャ・ファシリティ (国際開発金融機関、民間金融機関、機関投資家が設立したインフラ投資促進のためのプラットフォーム) によって、マクロンフランス大統領のワン・プラネット・ラブという気候変動イニシアティブの協賛を得て、2020 年初頭に設立された。数兆円にも及ぶインフラ投資不足をできるだけ早く解消することを目的としている。持続可能なインフラ (再生可能エネルギー関連インフラ、グリーンな交通インフラ、持続可能な水道や廃棄物処理設備、グリーン・ビルディング等) の投資対象としての地位を確立し、これに民間資金を呼び込むことを目指している。

● **FDI = Foreign Direct Investment** (外国直接投資)

永続的に利益を獲得するため、外国の企業に対して資本を投下して事業を営むことをいう。現地工場や販路を一から作る形態のグリーンフィールド投資や、投資先の国の企業を買収するクロスボーダー M&A などがある。

自由貿易政策によって通商上の障壁が少なくなったことや、多国籍企業の出現も影響し、先進国の大企業が経営戦略として用いる投資手段となってきた。

- **FIDN = Financial Infrastructure Development Network** (金融インフラ開発ネットワーク)  
零細・中小企業の金融サービスへのアクセスを拡大するためにAPFFのサブワークストリームとして設立された。信用情報システム、担保取引および動産への担保設定に関連する法的枠組みの構築を推進する。
- **Finance Ministers' Process** (財務大臣プロセス)  
域内の金融や経済関連問題に対して APEC 参加国・地域が意見交換や情報共有を行うフォーラムの役割を担う。財務大臣、財務副大臣、財務実務者等の一連の会合が含まれ、マクロ経済や金融市場の安定と発展、市場統合等について政策議論、政策対応に取り組む。2022 年は APEC 議長国であるタイのもと、10 月 20 日に APEC 財務大臣会合がバンコクにおいて開催された。
- **Financial Inclusion** (金融包摂)  
発展途上国等の貧困層および零細・中小企業に、正規の金融取引ができるように改善する解決策を提供すること。
- **Financial Technology (FinTech)** [金融テクノロジー (フィンテック)]  
金融サービスについて顧客への提供に加え、金融機関内部での管理や、金融市場全体としてのモニタリングのあり方を急速に変えつつある先進的金融技術の総称。ABAC では APFF で 3 つの主要領域、つまり顧客属性確認 (KYC)、電子決済、サイバーセキュリティにフォーカスして議論してきた。フィンテックの要素技術の一つである分散型台帳技術は、仮想通貨の普及をとおして注目を集めているが、契約情報共有や証券決済など幅広い応用先が検討されている。規制や法令遵守の要件をより効果的かつ効率的に解決するためのテクノロジーの利用は、レグテック (Regulation Technology) と総称される。
- **FTAAP = Free Trade Area of the Asia-Pacific** (アジア太平洋自由貿易圏)  
ABAC が 2004 年に「アジア太平洋域内での FTA 締結」を念頭に FTAAP を検討し、首脳へ提言した自由貿易圏構想。これに対し APEC は慎重な姿勢をとり続けていたが、2006 年、米国が積極姿勢に転じたことから事態が急進展し、その実現可能性について検討が行われてきた。2009 年の APEC 首脳宣言では、「域内経済活性化のため、APEC 参加 21 カ国・地域が将来の目標とする FTAAP 構想について (実現に向け) 基礎的な作業を進める」と明記した。更に 2010 年の首脳宣言では、FTAAP が ASEAN+3、ASEAN+6 および TPP 協定といった進行中の取り組みを基礎として更に発展させることにより、包括的な自由貿易協定として追求されるべきことや、APEC が FTAAP に含まれるべき「次世代型」の貿易および投資の諸問題の規定・整理・対処において重要な役割を果たすことにより意味のある貢献を行うことなどが謳われた。2014 年には「FTAAP 実現に向けた APEC の貢献のための北京ロードマップ」を首脳が承認。可能な限り早期の FTAAP の最終的な実現へのコミットメントを確認すると共に、第二次キャパシティ・ビルディング・ニーズ・イニシアティブ (CBNI)、および戦略的研究を 2016 年末までに取り進め、リマ宣言として提言をまとめた。2022 年議長国を務めるタイの ABAC は FTAAP の実現に向けた取り組みを年間の優先課題の一つとすることを発表し、引き続き APEC、ABAC における重要な中心的議題の一つとなっている。

## 【G】

- **GDS = Global Data Standard** (グローバル・データ・スタンダード)  
サプライチェーンのパフォーマンスを向上し、貿易円滑化を果たすために ABAC が取り組むデータ規格統一の概念。ABAC では各ビジネスおよび税関のサプライチェーン課題を解決する手段として注目し、地域全体の枠組み構築を目指している。

● **Global Trade and Gender Arrangement** (貿易とジェンダーに関する国際協定)

2020年4月、カナダ、チリ及びニュージーランドの間で締結された、ジェンダーと貿易政策を相互に促進、強化し、ジェンダー平等と女性の経済的エンパワーメントを改善するための取り組みの一環として、女性の貿易への参加を増やす新しい機会を開くことを目指す協定。

● **Globalization 4.0** (グローバリゼーション 4.0)

①気候変動、②地政学リスク、③格差の拡大、④デジタル技術の急速な拡大、という4つのドライバーが影響し合い、かつ複雑に絡み合いながら、これまでにないスピードでものごとが変化している時代状況のことを指す。2019年の世界経済フォーラム年次総会(World Economic Forum's Annual Meeting 2019)では、「グローバリゼーション 4.0 モデルの開発」という野心的な挑戦がアジェンダとして提起された。

● **Green Finance** (グリーン・ファイナンス)

持続可能な成長に向けて環境負荷の低減や環境問題の解決、例えば、汚染・廃棄物や温室効果ガスの低減、天然資源活用の効率化などにつながる投資へのファイナンスの総称。

【H】

● **Healthy Asia Pacific 2020 initiative** (ヘルシーアジア太平洋 2020 イニシアティブ)

各国・地域が2020年までに持続可能で優良な保健システムを構築するための戦略的指針として2014年に策定されたイニシアティブ。

● **Healthy Asia Pacific Roadmap** (ヘルシーアジア太平洋ロードマップ)

保健上の課題を克服するにあたって5つの重要な成功要因、すなわち、①保健への政府全体によるコミットメントの確保、②政策対話およびステークホルダーの関与のためのプラットフォームの設立、③ヘルスケアにおける予防、管理および意識の促進、④イノベーションの実現、⑤セクター間および越境協力の強化、を特定するAPECのロードマップ。

● **Healthy Women, Healthy Economies** (健康な女性と健全な経済)

女性の健康を改善し経済参画を促進するベストプラクティスを広めることを目的とするAPECの産官学イニシアティブ。政策ツールキットを構成する領域は、①職場における健康と安全、②健康に対する意識とアクセス、③リプロダクティブヘルス(性と生殖に関する健康)、④性別による暴力、⑤ワーク・ライフ・バランス、という5つの分野によって構成される。

【I】

● **ICAO = International Civil Aviation Organization** (国際民間航空機関)

国際民間航空が安全かつ整然と発達するように、また、国際航空運送業務が機会均等主義に基づいて健全かつ経済的に運営されるように各国の協力を図ることを目的として、1944年に採択された国際民間航空条約(通称シカゴ条約)に基づき設置された国連専門機関。この目的のために、ICAOは、国際航空運送業務やハイジャック対策をはじめとするテロ対策等のための条約の作成、国際航空運送の安全・保安等に関する国際標準・勧告方式やガイドラインの作成等を行っている。また、国際航空分野における気候変動対策を含む環境保護問題についても議論および対策が進められている。

● **ILS = Insurance-Linked Securities** (保険リンク証券)

保険会社の保険引受リスクを証券化した証券。自然災害の影響等が激甚化するなか保険必要額が増大してきている。資本市場を通じて保険会社の能力を補完し、保険価格の安定をもたらす保険リンク証券の活用が期待されている。

● **Innovative alternative finance** (革新的な代替的ファイナンス)

零細・中小企業には、運転資金調達にあたり不動産など伝統的な担保資産を持たないところが少なくないことから、次の手段による代替的ファイナンスが零細・中小企業向けに開発されつつある。

- (a) サプライチェーンファイナンス：購買・供給等の継続的取引関係を基に売掛債権等を担保として資金調達
- (b) 銀行支払確約 (BPO：Bank Payment Obligation)：輸入者に代わる輸出代金の支払い確約
- (c) フォーフエイティング：万一の不渡り時も買戻請求なく輸出手形を銀行に買い取って貰うこと
- (d) 倉荷証券金融：倉庫会社が商品を保管していることを証して発行する証券による資金調達
- (e) ファクタリング：売掛債権を銀行・ファイナンス会社等に買い取って貰うことによる資金調達

● **ITA = Information Technology Agreement** (情報技術協定)

1996年12月、WTOシンガポール閣僚会議で合意された、情報技術関連機器とその部品等の関税を撤廃することを約束した協定。現在、参加国はEU加盟国28カ国を含む82カ国。合意以来、品目の改定が行われておらず、技術進歩により多機能化・高機能化したIT製品を品目に含めることが課題となっていたことを受け2011年APECホノルルでの首脳宣言にて、「APEC参加国・地域が交渉開始に向け主導的役割を果たす」との文言が盛り込まれた。この合意を受け日米が連携し、主要メンバーと調整し、2012年5月中旬より非公式協議に入った。ABACではこの動きを歓迎し、対象品目拡大交渉を「早期に意義ある結論に達するよう促進すべき」と提言。これを受け2012年APECウラジオストックでの首脳宣言でも「よい交渉結果を迅速に達成するために本格的な作業を行うよう実務者に指示する」とし、対象品目の拡大交渉が活発化した。その後の中断、交渉再開を経て2015年7月に201品目につき大筋合意に至り、2015年第10回WTO閣僚会議(MC10)にて最終合意がなされた。

## 【K】

● **KYC = Know Your Customer** (KYCルール)

**e-KYC = electronic Know Your Customer** (電子本人確認)

金融機関で口座開設する際に必要とされる顧客属性確認プロセスの総称。とりわけ、マネー・ロンダリング等の金融犯罪対策として、顧客の属性確認や精査を行う行為は顧客デュー・デリジェンスとも呼ばれる。

e-KYC(電子本人確認)は、銀行や証券会社の口座開設やクレジットカード発行時などにおける身元確認をオンラインで実施することを指し、サービスの利便性を高める仕組みとして注目されている。

## 【L】

● **Level Playing Field** (公平な競争条件)① **多国間通商制度における Level Playing Field**

多角的自由貿易体制は、新興国経済の目覚ましい成長、グローバル・バリューチェーンの進化、第四次産業革命の進展など、世界経済の飛躍的な発展に大きく貢献してきた。バイラテラル又はリージョナルレベルで経済連携協定・自由貿易協定が多数締結され、多角的自由貿易体制を補完・強化しているほか、

投資協定も大きく増加している。その反面、一部の新興国による市場歪曲的な補助金、技術移転の強制、知的財産の侵害、政府や国有企業等の公的主体の影響下にある経済活動の拡大が、多角的自由貿易体制の基礎である競争基盤あるいは市場の機能を歪めかねないとの疑念が広がりつつある。政策当局の間で、「公平な競争条件」、「競争条件平準化」という意味で Level playing field という言葉が用いられている。

## ②金融機関とフィンテック企業間の Level Playing Field

フィンテック企業が実質的に金融サービスを提供するようになり、金融機関とフィンテック企業との間の公正な競争条件が維持されることが求められている。また、消費者ならびに投資家保護の観点から、従来の行為主体に基づく規制体系のみならず、提供される金融サービスやその行為そのものに基づく規制体系に変えて行く必要性が指摘されている。

## ● Lima Declaration on the FTAAP (FTAAP に関するリマ宣言)

2016 年 APEC 首脳会議において、FTAAP の実現に関する共同の戦略的研究の結果が報告されるとともに、これを踏まえた提言「FTAAP に関するリマ宣言」に合意。同宣言は、将来の FTAAP の実現に向けた、能力構築の作業プログラムの策定や、次世代貿易投資課題の分析と共に、能力構築に関する作業計画、次のステップの検討を指示。

### 目標と原則：

狭義の自由化の実現以上を成すべきもので、包括的で質が高く、次世代貿易投資課題を組み込み、対処。

### FTAAP へのあり得べき道筋の完成と拡大：

- TPP や RCEP 等の現在進行している地域的取り組みが基礎。
- FTAAP の実現に向けたあり得べき道筋の進展に留意。(TPP の国内手続完了に向けた努力、現代的で、包括的な、質の高い、互恵的な RCEP 協定の妥結に向けた交渉加速化の努力等。)
- 遅くとも 2020 年までに、FTAAP の実現に向けた「道筋」の貢献について検証を実施し、作業分野を特定。
- 最終的な FTAAP の実現に向けた次のステップとして APEC がとり得る行動について検討。

### インキュベーターとしての APEC の役割継続、既存の APEC のイニシアティブの強化：

- FTAAP の実現に向けて、APEC は知的貢献や能力構築を通じ、インキュベーターとして重要な役割を果たす。
- 地域経済統合を推進する新しいイニシアティブ
- 次世代貿易投資課題について、FTA や WTO 協定等での扱いについて分析を行い、イニシアティブを策定。
- 能力構築に関する作業計画策定に着手 (関税、非関税障壁、サービス、投資、原産地規則等)。

## 【M】

### ● MSAP = Manufacturing Related Services Action Plan (製造業関連サービス行動計画)

2015 年に日本のリードの下策定された、製造業のバリューチェーンにおいて不可欠なサービス分野 (研究開発、デザイン、試験・評価、メンテナンス・修理等) について、貿易の自由化・円滑化および能力構築支援を含めた協力を進めるための行動計画。FTA 交渉や APEC の取り組み等で貿易関連措置を検証すると共に、製造業関連サービスの自由化・円滑化に関する好事例を共有し、2020 年 11 月に最終評価を実施した。

## 【N】

● **NBIP = Non-Binding Investment Principles** (APEC 非拘束投資原則)

外国直接投資に対する制限撤廃への取組を含め、開かれた投資を促進するための原則。APEC 首脳によって 1994 年に採択され、その後 2011 年に改定された。同原則は、透明性、解釈と実施の一貫性、無差別、内国民待遇、規制上の保護、投資奨励措置、特定措置の履行要求、収用と補償、送金及び通貨交換性、紛争解決、権利の保護及び実施、要員の入国及び一時滞在、二重課税の回避、投資家の行動、資本輸出に対する障壁の除去にかかる非拘束的な原則を希求するもの。APEC 域内における再生可能エネルギー貿易・投資の発展に資する環境づくりにも適用される。

● **Net Zero Emissions** (ネットゼロエミッション)

温室効果ガスの人為的な排出量と人為的な除去量（吸収量）とを均衡させること。

● **NGeTI = Next Generation Trade Investment Issue** (次世代貿易投資課題)

2010 年の APEC 首脳宣言にて「FTAAP の実現に向け、FTAAP に含まれるべき『次世代型』の貿易および投資の問題を規定、整理、そして対処することに重要な役割を果たすことで、FTAAP の育ての親（インキュベーター）として重要で意味のある貢献を行う」というかたちで初めて言及され、これ以降 APEC の場での検討が図られている一連の将来課題。詳細な定義は固まっておらず、2016 年リマ宣言においては「APEC が引き続き次世代貿易投資課題を特定し、これに対処すべきこと、また最終的な FTAAP の達成のために極めて重要であると特定された分野の新たなイニシアティブを前進すべきことに合意する」との表現に留まっている。APEC 域内外の既存の FTAs/RTAs や WTO において、「次世代貿易投資課題」がどのように取扱われているかに関してもストックテイクを行うことが指示されている。なお、ABAC の 2016 年の提言で TPP を取り上げ、「中小企業による市場アクセス、電子商取引とデジタル経済、規制の整合性、透明性と腐敗行為防止、労働、環境、競争力」等を新たな課題として挙げ、2019 年の APEC のフォーラムではビジネスの観点から分析を進め、FTAAP に含めるべき優先度の高い項目を報告。2020 年は競争章に焦点を当て、ビジネスから見た次世代課題に対するルール作りを中心に APEC 高級実務者会議に報告書を提出し、APEC 貿易・投資委員会 (CTI) の政策対話において取り上げられた。

● **Non-trade distorting manner** (貿易を歪めない手法)

関税、補助金、価格支持などの障壁により、貿易を阻害しない状態を実現させる手法。ただし、各国・地域とも関税、補助金などで国・地域内において育成もしくは保護していく産業があることから、完全に貿易の歪みを撤廃させるのではなく、いかに諸制度を調和させるかが課題。

● **NTM = non-tariff measure** (非関税措置)**NTB = non-tariff barrier** (非関税障壁)

非関税措置は、関税以外の手段による、貿易制限的效果をもつ選別的な措置一般を指す。国内産業保護を目的とした差別的な輸入制限措置（輸入数量制限、課徴金制度等）や、輸入国に貿易阻害の意図はなくても、検疫や基準認証等、他国には類を見ない独自制度等、外国企業の市場参入にとって不都合な措置や商慣習も含まれる。このうち、自由な貿易を現に妨げている障害を総称したものが非関税障壁であり、貿易阻害の意図を持った差別的な非関税障壁であるかどうかは、輸出企業と輸入国政府側の立場により見解が分かれ、国際貿易におけるトラブルの原因ともなっている。

## 【P】

## ● PA = Pacific Alliance (太平洋同盟)

ペルーの提唱にてチリ、コロンビア、メキシコ、ペルーを正式メンバーとして2011年4月に設立された中南米太平洋側諸国の経済統合体。加盟には原加盟国全てとの間でFTAを締結していることが条件で、パナマ・コスタリカは原加盟国との二国間FTAが終了した段階で正式に加盟する予定。2015年の枠組協定の発効に続き、2016年枠組協定追加議定書が発効。これにより、加盟国間の貿易品目92%の関税が即時撤廃され、残り8%を最長17年かけて撤廃予定。また、主要目的のひとつとして、加盟国間の経済統合とアジア太平洋地域との政治経済関係強化を目標に掲げている。2013年1月にオブザーバー参加した日本をはじめ、現在、準加盟国候補国4カ国（オーストラリア、カナダ、シンガポール、ニュージーランド）を含む59カ国がオブザーバー参加している。

ABACではTPP、RCEPとともにFTAAPを実現する道筋の一つとしている。

## ● PECC = Pacific Economic Cooperation Council (太平洋経済協力会議)

太平洋地域における経済的協力を推進するために発足した国際組織で、産・官・学の三者構成を特徴とした国際組織。アジア太平洋地域のAPEC非参加国も含めた23カ国・地域〔日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、中国香港、インドネシア、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、フィリピン、シンガポール、チャイニーズ・タイペイ、タイ、米国、ベトナム、コロンビア、エクアドル、太平洋諸島フォーラム（PIF）、仏（太平洋地域が準加盟）〕がメンバーとして加盟している。「環太平洋連帯構想」を打ち出した当時の大平正芳総理がフレーザー・オーストラリア首相との間で太平洋協力構想の推進に関して合意したことに基づき、1980年9月、キャンベラで「環太平洋共同体セミナー」が開催されたのがPECCの始まり。後にこれが第1回PECC総会と呼ばれるようになった。PECCの下には、種々の分野での協力活動の推進およびAPECへの政策提言を行うためにプロジェクトが設けられている。具体的な活動はこれらプロジェクトにより行われ、その成果を原則毎年開催されるPECC総会に報告するかたちをとっている。

## ● Policy Framework for Investment (投資のための政策枠組み)

経済成長と持続可能な開発を支える民間投資を促進するために、各国の投資環境・投資政策を評価し、投資政策の策定・実施を支援するツール。12の投資に関連する政策分野（投資政策、金融・税政策、公的ガバナンス等）に関する章から構成され、チェックリスト形式となっており、自国の投資環境について自己評価を行う。OECD閣僚理事会において2006年に承認され、2015年に改訂版が出されている。

## 【Q】

## ● Quality infrastructure (質の高いインフラ)

2013年のAPEC首脳宣言附属書A「APEC連結性に関する枠組み」において、継ぎ目のない①物理的、②制度的、③人と人との連結性がAPEC共同体構想実現に不可欠な前提条件である旨を確認。また、2014年APECにおける「連結性に関するブループリント」の作成を指示。

翌2014年APEC首脳宣言附属書D「2015-2025年APEC連結性ブループリント」において、2025年までに地域における物理的、制度的、人と人との連結性の強化に向け具体的行動をとるとの全体目標が設定された。

日本は、「インフラ開発・投資の質に関するAPECガイドブック」の策定・改訂や、ピアレビュー・能力構築事業の実施を通じて、APECにおける「質の高いインフラ」に関する取り組みをリードしている。

## 【R】

● **RCEP = Regional Comprehensive Economic Partnership** (地域的な包括的経済連携)

日本、オーストラリア、中国、韓国、ニュージーランドの5カ国がASEAN加盟10カ国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）と結ぶFTAを束ねる広域的な包括的経済連携。2012年11月のASEAN関連首脳会合において正式に交渉が立ち上げられ、異なる発展段階の国が積極的に参加し、利益を得ることができる、開かれた包括的な地域経済統合に向けて、RCEPの妥結に向けて協力し、2020年11月に15カ国が協定の内容に正式に合意し、署名が行われた。この署名で、アジア太平洋地域で、世界の人口やGDPのおよそ3割を占める巨大な自由貿易圏が生まれた。

一方、インドは国内産業への影響を懸念し、2019年11月以降、交渉への出席を見送り続け、署名を見送った。しかしながら、インドは「地域の全ての人々が裨益するより深化したかつ拡張されたバリューチェーンを有する地域を構築し、及び世界経済の発展に一層貢献するために、インドがいずれRCEP協定の締約国となることの戦略的な重要性を認識し」、インドによる加入のために開放しておくことを確認する、インドのRCEPへの参加に係る閣僚宣言が発出された。

その後、各国において手続きが進み、2022年1月1日に、日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、オーストラリア、ニュージーランドについてRCEP協定が発効、同年2月1日には韓国、3月18日にはマレーシアについてそれぞれ発効となった。

● **Regulatory Sandbox** (規制サンドボックス)

法に基づき、新しい技術やビジネス・モデルを用いた事業活動を推進するための新技術等の実証制度。期間や参加者を限定すること等により、既存の規制の適用を受けなく、新しい技術等の実証を行うことができる環境を整えることで迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして規制改革を推進するもの（金融庁資料より）。なお、サンドボックスという呼称は、小さな失敗を許容して試行錯誤させることから「砂場（サンドボックス）遊び」に喩えられることに由来。

● **Re-shoring and near-shoring** (国内回帰や近隣国への拠点移転)

APEC域内では、グローバル・バリューチェーン（GVC：global value chain）モデルに基づくサプライチェーンが効果的に構築され、域内経済成長の急速な拡大に寄与したことにより、発展途上の国・地域が物品・サービス貿易に参画できるようになった。一方、新型コロナウイルス感染症のパンデミックによって、製品、食料、エネルギー供給のサプライチェーンに混乱が生じると同時に、危機対応に欠かせない物品の貿易の必要性が高まっている。これを受け、一部の国・地域ではサプライチェーンのレジリエンス向上の観点からリショアリング（製造拠点の国内回帰）やニアショアリング（近隣国への拠点移転）が検討されているが、APECは脱グローバル化のいかなる動きも阻止し、サプライチェーンの混乱を最小化する最も有効な手段として、貿易・投資の自由化をはじめとする開かれた安定的かつ安全なサプライチェーンを確保し、経済統合の重要性を再確認する必要があると提言している。

● **RTA/FTA = 地域貿易協定・自由貿易協定**

地域貿易協定（RTA：Regional Trade Agreement）とは、自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）と関税同盟（Customs Union）との総称。FTAとは、関税およびその他の制限的な通商規則を、実質上のすべての貿易について取り除くことにより、一定地域内の貿易を自由化するもの。関税同盟とは、域内の関税およびその他の制限的な通商規則を、実質上のすべての貿易について撤廃すると同時に、各締約国が域外から輸入する産品に対する関税その他の通商規則を実質的に同一にするもの。

## 【S】

● **SOM = Senior Officials' Meeting** (高級実務者会合)

毎年秋に開催される APEC の首脳会議、閣僚会議等の準備や、APEC 活動全体の調整を行う高級実務者による会合。日本からは外務省と経済産業省から 1 名ずつ、2 名が高級実務者を務めている。SOM の開催に合わせて、他の様々な APEC の会合 (委員会、作業部会など) が行われるのが通例。

● **STEM = Science Technology Engineering and Mathematics**

科学、技術、工学、数学の頭文字をとったもの。女性の進出が遅れている分野として APEC 参加国・地域でその推進が呼びかけられている。

● **Strategy for the Digitalization of Trade and Supply Chain Finance** (貿易・サプライチェーンファイナンスのデジタル化戦略)

従来は書面ベースの取引が中心であったトレード&サプライチェーンファイナンスをデジタル化するに当たっての課題を洗い出すことを目的に、APFF が作成した戦略ペーパー。デジタル化に向けて必要となるエコシステム、規格やプロトコルの統一、デジタル貿易文書の法制度整備といった課題を議論。

[https://www2.abaconline.org/assets/2018/AGFSCB\\_Key\\_Documents/Attachment\\_B\\_A\\_Strategy\\_for\\_the\\_Digitalization\\_of\\_Trade\\_and\\_Supply\\_Chain\\_Finance.pdf](https://www2.abaconline.org/assets/2018/AGFSCB_Key_Documents/Attachment_B_A_Strategy_for_the_Digitalization_of_Trade_and_Supply_Chain_Finance.pdf)

● **Sustainable Finance Development Network** (サステナブル・ファイナンス推進ネットワーク)

サステナブル・ファイナンスの実現に向けたロードマップを策定するための、関心のある関係閣僚、規制当局、国際組織、投資家、金融機関等のワークショップ。

## 【T】

● **TCFD = Task Force on Climate-related Financial Disclosure** (気候関連財務情報開示タスクフォース)

金融安定理事会 (FSB) は「気候変動は金融安定に影響を及ぼしうる新たなリスク」との認識に基づき、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) を設置。TCFD の最終報告書において、全ての企業に対し、気候変動対応に関する事業のリスクと機会の把握・開示を提言。2022 年 9 月現在、世界で 3,800 以上の企業・機関が賛同しており、グローバルなフレームワークになりつつある。

● **TELWG = APEC Telecommunications and Information Working Group** (APEC 電気通信・情報作業部会)

1990 年に設立され、情報通信技術 (ICT) 分野における人材育成、技術移転、地域協力等を目的とし、自由化分科会 (LSG)、ICT 開発分科会 (DSG)、セキュリティ繁栄分科会 (SPSG) および相互承認 (MRA) タスクグループにおいて技術的・専門的活動を実施している。近年はインフラのみならず、ICT 利活用や情報セキュリティについても議論を進めている。

● **TESSD = Trade and Environmental Sustainability Structured Discussions** (貿易と環境持続可能性に関する体系的議論)

2021 年 3 月、WTO において日本やカナダなどの 53 カ国が有志国イニシアティブとして開始した取り組み。気候変動等の環境問題に貿易の側面からどのように対処できるかを議論している。

**● TFA = Trade Facilitation Agreement (貿易円滑化協定)**

2013年12月に開催された第9回WTO閣僚会議で採択された貿易の円滑化に関する協定(バリ合意の一部(難航するドーハ・ラウンド貿易自由化交渉のうち一部の分野=貿易円滑化、農業の一部、途上国の開発支援を切り離れた合意)を、2014年11月、WTO一般理事会にて、WTO協定に追加するための改訂議定書として採択することで作成された新協定。通関その他の国境での手続きを、簡素で統一的なものにするによって、貿易関係者のコスト等の負担の軽減に資することを目的としたもの。開発途上国に対する優遇扱いをとりつつ、税関等での通関手続を迅速・効率化し、貿易取引を予見可能なものとすることも目指す。2017年2月22日にWTO加盟国3分の2が国内手続きを終え正式発効した。TFAが全面的に適用された場合には貿易関連費用が平均14.3%減少し、年間総額1兆ドル貿易額が増え、最貧国が最大の裨益を得ると予想されている。Trade Facilitation Agreement Facility (TFAF)が創設され、途上国がTFAの利益を得る様な援助が行われる。

**● TiSA = Trade in Service Agreement (新サービス貿易協定)**

WTOに加盟する23の有志国・地域により、2012年末から議論が開始されたサービス貿易の一層の自由化に向けた新しい協定。現在、本格的な交渉段階に移行し、内容の詳細を加速度的に固めつつ、可能な限り早期の妥結を目指すとされている。現行GATS協定以上のサービス貿易分野の自由化、および各国によるFTAの成果を取り入れた21世紀にふさわしい先進的な新協定の策定を目指している。

**● TPP = Trans-Pacific Partnership (環太平洋パートナーシップ協定)****CPTPP = Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership**

(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)

環太平洋諸国による自由貿易協定。関税や非関税障壁の撤廃、貿易の完全自由化を目指し、サービス貿易、政府調達、知的財産権など、幅広い分野でのルール作りを含む。ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの4カ国が加盟する環太平洋戦略的経済連携協定(通称:P4協定、2006年発効)を原協定として、2010年から米国、オーストラリア、ベトナム、ペルーの4カ国を加えて拡大交渉が開始された。その後、マレーシア、カナダ、メキシコに加え、日本が2013年7月の交渉から参加し、合計12カ国間での交渉を進め、2015年10月に大筋合意、2016年2月に署名。参加各国が国内手続きを進める中、2017年1月に就任直後のトランプ米大統領がTPP不参加を表明した。2017年11月にベトナム、ダナンで開催された首脳会議において米国を除いた11カ国で「TPP11」の大筋合意に達し、2018年3月8日にチリのサンティアゴで当初案を修正したCPTPP(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)に署名した。2018年10月31日までに日本を含むメキシコ、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナムの7カ国がそれぞれの国内法上の手続きを完了し2018年12月30日に発効、2021年9月にはペルーが8カ国目の締約国として発効した。チリ、ブルネイおよびマレーシアは国内手続き中。2021年には英国、中国、台湾、エクアドルが、2022年にはコスタリカが正式に加入を申請した。

**● Trust Service (トラスト・サービス)**

インターネット上における人・組織・データ等の正当性を確認し、改ざんや送信元のなりすまし等を防止する仕組み。電子署名、タイムスタンプ、eシール、ウェブサイト認証、モノの正当性の認証、eデリバリーから、構成される。

● **TWG = APEC Tourism Working Group** (APEC 観光作業部会)

APEC 域内における観光振興に向け、域内に共通した政策的課題について、情報共有、意見交換、政策における協力を実施するために 1991 年に設立された APEC の作業部会。

観光産業は COVID-19 パンデミックの影響を受けた最初のセクターであり、旅行者が健康上のリスクをより意識することになり、各国・地域で実施されている厳しい旅行制限により、回復する最後のセクターの 1 つになるとされている。観光産業は中小企業や女性にとって重要な産業でもあるため、APEC 内で持続可能な包括的観光を促進する目的で、各国・地域の政策の調整、旅行の促進、調整メカニズムの改善を含め、観光業界内の新しい標準に準拠するための最良の解決策を検討している。

**【W】**

● **WTO = World Trade Organization** (世界貿易機関)

WTO は、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果 1994 年に設立が合意され、1995 年 1 月 1 日に設立された国際機関。WTO 協定は、貿易に関連する様々な国際ルールを定めている。WTO はこうした協定の実施・運用を行うと同時に新たな貿易課題への取り組みを行い、多角的貿易体制の中核を担っている。1930 年代の不況後、世界経済のブロック化が進み各国が保護主義的貿易政策を設けたことが、第二次世界大戦の一因となったという反省から、1947 年に関税及び貿易に関する一般協定 (GATT: General Agreement on Tariffs and Trade) が作成され、GATT 体制が 1948 年に発足 (日本は 1955 年に加入)。貿易における無差別原則 (最恵国待遇、内国民待遇) 等の基本的ルールを規定した GATT は、多角的貿易体制の基礎を築き、貿易の自由化の促進を通じて日本経済を含む世界経済の成長に貢献してきた。GATT は国際機関ではなく、暫定的な組織として運営された。しかし、1986 年に開始されたウルグアイ・ラウンド交渉において、貿易ルールの大幅な拡充が行われるとともに、これらを運営するため、より強固な基盤をもつ国際機関を設立する必要性が強く認識されるようになり、1994 年のウルグアイ・ラウンド交渉の妥結の際に WTO の設立が合意された。(外務省ホームページより)

一方、WTO の紛争解決制度については、上級委員会の機能をめぐり問題が生じている。WTO の紛争解決制度はパネル (第一審) と上級委員会 (第二審、上訴審) という二審制になっている。しかし上級委員会の WTO 協定解釈などに対する米国の不満・批判が強まり、米国が上級委員会 (定員 7 人) の欠員補充 (全加盟国の賛同が必要) を拒否したため、上級委員の人数は 2019 年 12 月に審議・報告書作成に最低必要な 3 人を割り、その機能を停止した。EU をはじめとする大多数の WTO 加盟国は上級委員会委員の任命手続開始を求める共同提案を行っているが、現時点で米国や日本など一部の加盟国は加わっていない。

● **WTO Ministerial Conference** (WTO 閣僚会議)

原則 2 年に 1 度開催される WTO の最高意思決定機関。

第 12 回 WTO 閣僚会議 (MC12) は新型コロナウイルス感染症の影響を受け開催が延期、約 4 年半ぶりの 2022 年 6 月 12~17 日にスイス・ジュネーブで開催され、第 10 回閣僚会議 (MC10) 以来約 6 年半ぶりに閣僚宣言が発出された。